省　令

○環境省令第二十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第四項、第二十一条第四項、第二十二条第四項、第三十三条第一項第一号及び第六十九条の規定に基づき、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月十九日

環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三十六項を同条第三十七項とし、同条第三十五項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「第二十二項第三号及び第二十四項第一号」を「第二十三項第三号及び第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項第一号中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項第一号中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項第一号中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項を同条第二十九項とし、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十四項第一号」を「第二十五項第一号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第二十条第三項第一号、第二十一条第三項第一号及び第二十二条第三項第一号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一　第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

二　第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ　学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ　地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ　農林漁業に付随して行われるものであること。

三　自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

四　当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

第十四条第一号に次のように加える。

ヌ　太陽光発電施設（同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル）

第二十条第六号イ(1)中「第十一条第三十五項」を「第十一条第三十六項」に改める。

附則第三項中「第二十五項まで及び第三十三項」を「第二十六項まで及び第三十四項」に改める。

附則第四項中「第十一条第十四項及び第三十三項」を「第十一条第十五項及び第三十四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年六月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の自然公園法施行規則（以下「新規則」という。）第十一条の規定は、施行日以後にされる自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされたこれらの規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3　平成二十七年七月三十一日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、新規則第十四条第一号ヌの規定は、適用しない。

○環境省令第二十二号

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）第八条の規定に基づき、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月十九日

環境大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

三十一　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十二条第一項の規定による死亡手当金、同条第二項の規定による障害手当金及び同条第三項の規定による特別手当金

附　則

この省令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○法務省告示第二百八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社白石製作所	茨城県古河市大堤千二百五十一番地一	機械検査

○法務省告示第二百八十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十九日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

中央工業株式会社	東京都葛飾区南水元二丁目二十八番十三号	配管

告　示

○総務省告示第百八十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月十九日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称　第百五十一連合任務部隊司令部派遣隊

二　国外派遣期間　平成二十七年七月二十三日まで

三　派遣人数（概数）　十人程度

四　派　遣　地　域　バーレーン王国

○総務省告示第百八十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月十九日

総務大臣　山本　早苗

一　名　称　平成二十七年度豪州における日米豪共同訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十七年五月二十日から平成二十七年六月十九日まで

三　派遣人数（概数）　五十人程度

四　派　遣　地　域　オーストラリア連邦クイーンズランド州